第83回

東京都卸売市場審議会議事録

令和6年2月6日(火)

東京都中央卸売市場

目			次																												
	開	会		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
1	議	Ī	事·	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	(1)]	東京	都	中:	央	卸引	吉市	揚	経	営	計	画	の	進打	歩ん	<u> </u>	٧V	て												
	閉	会		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3 0

日時 令和6年2月6日(火) 午後3時00分

場所 新宿NSビル30階 ルーム5・6 (オンライン会議併用)

出席者

中央大学商学部教授 会 長 木 立 真 直 会長代理 矢 野 裕 児 流通経済大学流通情報学部 大学院物流情報学研究科教授 委 伊 こういち 東京都議会議員 員 藤 IJ 伊 裕康 東京都水産物卸売業者協会会長 藤 IJ Ш 田 光 東京中央市場青果卸売会社協会会長 黒 IJ 石 匡 昭 公認会計士 IJ 高梨子 文 恵 東京農業大学国際食料情報学部 食料環境経済学科准教授 IJ 武 井 雅 昭 港区長 永 見 理 夫 国立市長 藤 井 とものり 東京都議会議員 IJ 松 田 康将 東京都議会議員 IJ 下 裕 子 一橋大学大学院経営管理研究科教授 IJ Щ 臨時委 員 細 Ш 允 史 卸売市場政策研究所代表 幹 事 早 Ш 剛 生 東京都中央卸売市場長 IJ 松 田 健 次 東京都中央卸売市場次長 豊 東京都中央卸売市場管理部長 IJ 前 田 井 太 郎 東京都中央卸売市場渉外調整担当部長 IJ 若 井 浩 東京都中央卸売市場市場政策担当部長 IJ 石 萩 原 功 夫 東京都中央卸売市場財政調整担当部長 大 東京都中央卸売市場事業部長 谷 俊 也

清

志

原

萩

東京都中央卸売市場環境改善担当部長

○南波書記 定刻となりましたので、これから東京都卸売市場審議会を始めさせていただきた いと思います。

本日は、大変お忙しい中、第83回東京都卸売市場審議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本審議会の書記で、事務局を務めさせていただきます、中央卸売市場管理部市場政策 課長の南波でございます。よろしくお願いいたします。

本日の会議でございますが、オンラインで出席されている方と会場に出席されている方がい らっしゃいます。

まず、オンラインで出席されている委員の方々に御案内をいたします。

マイクについてでございますが、御発言なさる場合を除きまして、マイクはミュート設定、 マイクの部分に斜線が入っている状態にしていただきますようお願いいたします。御発言いた だく際には、画面に映るように手を挙げていただき、お名前を呼ばれましたら、ミュート機能 を解除した上でお話ください。

なお、手のひらマークの「挙手ボタン」は御使用にならないようお願いいたします。

音声やカメラに不具合が生じた場合は、恐れ入りますが、事前にお伝えしております緊急時 の連絡先まで御連絡をお願いいたします。

続きまして、会場で御出席の委員の方々に申し上げます。

御発言の際でございますが、卓上マイクのスイッチを入れてからお話しいただき、御発言が 終了しましたら、ハウリング防止のため、必ずスイッチをお切りください。

なお、御発言につきましては、御着席の状態でお願いいたします。

次に、定足数についてお伝えいたします。

本審議会は、「東京都卸売市場審議会条例第7条」により、委員の半数以上の出席により成立することとなっております。本日の審議会は、会場出席、オンライン出席の委員と合わせ、

「東京都卸売市場審議会条例第7条」に基づく定足数に達していることを、御報告申し上げます。

なお、本日は、秋吉セツ子委員、伊藤ゆう委員、白石たみお委員が所用のため欠席されております。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。

オンラインで御出席の委員の方々は、事前にお配りしました資料の御確認をお願いいたしま す。会場に御出席の委員の方々は、卓上に置いてあります資料の御確認をお願いいたします。 ただいまより、資料名を読み上げます。

「次第」、資料1「東京都中央卸売市場経営計画の進捗について」、資料2「委員提出資料 (矢野会長代理)」、参考資料1「東京都卸売市場審議会委員名簿 第26期」、参考資料2 「東京都卸売市場審議会 幹事・書記名簿」、参考資料3「東京都卸売市場審議会条例」、こ のほかに、会場内の委員の皆様方のお席には、「座席表」をお配りしております。また、令和 4年3月に策定いたしました「東京都中央卸売市場経営計画」の冊子と「東京都中央卸売市場 経営計画の概要版」を御用意してございますので、必要に応じて御覧いただければと思います。

以上、資料の確認でございました。

次に、開会に先立ちまして、早川市場長より御挨拶を申し上げます。

〇早川幹事 東京都中央卸売市場長の早川でございます。開会に当たりまして、一言御挨拶を させていただきます。オンラインの出席者の皆様方がいらっしゃる関係で、着座のまま失礼さ せていただきます。

委員の皆様には、お忙しい中、そしてこのお寒い中、当審議会に御出席賜りましたこと、また、日頃より都の市場運営に様々な形で御指導、御鞭撻をいただいておりますことに対しまして、この場をお借りいたしまして御礼申し上げます。どうもありがとうございます。

まず初めに、令和6年能登半島地震で亡くなられた方への御冥福をお祈り申し上げますとと もに、被災された卸売市場の関係者をはじめ、全ての方々に対しまして心よりお見舞いを申し 上げます。

さて、コロナ禍の影響が収束に向かいつつあり、社会経済情勢は緩やかながらも回復傾向に あると見込まれておりますけれども、卸売市場を取り巻く環境は本年4月に迫る物流の2024年 問題や長期化する物価高騰の影響、また、人手不足などによりまして、依然として厳しい状況 にございます。

そうした中にありましても、中央卸売市場を引き続き生鮮品等流通の基幹的なインフラとして持続可能なものにしていくためには、令和4年3月に策定いたしました「東京都中央卸売市場経営計画」に掲げた施策をしっかりと前に進めていかなければならないと考えております。

そのためには、市場業者の方々をはじめ、様々な皆様からの声に耳を傾け、常に現状等に即 した施策の見直しを図り、より質の高い内容にしていくことが重要と考えております。

本日のこの審議会におきまして、現時点での計画の進捗状況、また、令和6年度予算案の考え方と主要課題をお示しし、現在、また将来における卸売市場を取り巻く環境を踏まえながら、計画や取組で足りていない点、取組をどのように具体化するのが効果的かどうかについて、委

員の皆様方から御意見を頂戴できればと考えております。

以上、甚だ簡単ではございますが、私の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○南波書記 続きまして、令和5年10月18日付で新たに就任されました委員の方を御紹介させていただきます。

白石たみお委員でございますが、本日は御欠席でございます。

以上、委員の御紹介をさせていただきました。

続きまして、幹事・書記の紹介についてでございますが、お手元の「幹事・書記名簿」をも ちまして紹介に代えさせていただきます。

開会

○南波書記 それでは、ただいまより、第83回東京都卸売市場審議会を開会いたします。

以後の議事進行につきましては、木立会長にお願いいたします。木立会長、どうぞよろしく お願いいたします。

1 議 事 (1) 東京都中央卸売市場経営計画の進捗について

○木立会長 会長を務めさせていただいています木立です。それでは、議事に沿って進めてま いりたいと存じます。

本日は会場の都合により、終了時刻が16時30分までとなっておりますので、議事の円滑な進行につきまして、委員の皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

早速ですが、次第1の(1)「東京都中央卸売市場経営計画の進捗について」につきまして、 事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

○石井幹事 市場政策担当部長の石井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

東京都中央卸売市場経営計画の進捗について、御説明いたします。

お手元の資料1の1ページをお開きください。

「1 経営計画の進捗状況及び今後の取組の方向性(1)令和5年度重点取組事項の進捗状況等」でございます。

ページをおめくりいただきまして、2ページ「①公平かつ公正な取引環境の確保」を御覧ください。

ここからは、経営計画に掲げる取組のうち、令和5年度の7つの重点取組事項について、

「令和5年度の取組状況」と「令和6年度の取組の方向性」を中心に、個別に御説明いたします。

指導監督担当職員のスキルの維持・向上を図っていくため、指導監督の対応力強化を図る研修につきまして、実施時期や講義内容等の見直しを行いながら、継続的に実施してまいります。 3ページの主な取組例を御覧ください。

今年度実施した指導監督担当職員向けの研修の概要等を紹介してございます。

ページをおめくりいただきまして、4ページ「②品質・衛生管理の徹底・強化」を御覧ください。

HACCPに沿った衛生管理の着実な実施に向け、引き続き、講習会やワークショップ事業を実施してまいります。また、足立市場の仲卸売場等について、高度な品質衛生管理が確立できる施設への改善に向けて、仲卸売場の場内移動等を着実に推進してまいります。

5ページの主な取組例を御覧ください。

ワークショップ事業の実施状況等について、紹介してございます。

ページをおめくりいただきまして、6ページ「③市場のゼロエミッション化(HTTの推進等)」を御覧ください。

個々の市場業者への省エネ診断等や、温室効果ガス削減に向けた補助事業の活用促進、発泡 スチロール等の国内循環利用に向けた新たなリサイクル技術の可能性調査などを実施してまい ります。

7ページの主な取組例を御覧ください。

市場業者向けの省エネ診断の取組等につきまして、紹介してございます。

ページをおめくりいただきまして、8ページ「④物流の高度化・効率化(パレット化、DXの推進等)」を御覧ください。

「物流の2024年問題」に対応するため、専門的見地から市場業者をサポートする体制構築や物流改善に資する市場業者の取組への財政支援などを実施してまいります。

また、大田市場におきまして、市場業者による物流効率化の取組を後押しする通信基盤の整備を推進するとともに、淀橋市場におきまして、施設の拡張整備に合わせて、先端技術を活用した市場の物流高度化、効率化を図る推進事業を実施してまいります。

9ページの主な取組例を御覧ください。

場内物流改善推進体制、市場物流イノベーション推進事業及び大田市場通信基盤整備事業の概要等について、紹介してございます。

ページをおめくりいただきまして、10ページ「⑤市場施設の計画的な維持更新及び市場機能 の強化」を御覧ください。

今年度までに実施する劣化度調査の結果を踏まえ、大規模改修、長寿命化改修等の方針を検 討し、維持更新計画の策定に繋げてまいります。

また、淀橋市場拡張整備事業において工事を着実に実施し、板橋市場において、施設整備の 具体化に向けた基本計画の策定を推進してまいります。

11ページの主な取組例を御覧ください。

淀橋市場拡張整備事業及び板橋市場における市場機能の強化に向けた取組の概要等について、 紹介しております。

ページをおめくりいただきまして、12ページ「⑥市場業者の経営基盤の強化」を御覧ください。

専門家による相談対応、業務の効率化やコスト削減に向けた取組への支援などにより、経営 基盤を強化し、市場業者の経営の安定化を図っていくとともに、販路開拓や商品の付加価値向 上に向けた取組への支援などにより市場業者の経営の革新を図ってまいります。

13ページの主な取組例を御覧ください。

経営強靭化推進事業等の実施状況につきまして、紹介しております。

ページをおめくりいただきまして、14ページ「⑦強固で弾力的な財務基盤の確保」を御覧ください。

経営状況等をより精緻に把握・分析した上で、市場会計の財政状況の見える化に向けて、「経営レポート(仮称)」を作成してまいります。

また、市場会計の財政状況について、業界との意見交換を進めてまいります。

15ページの主な取組例を御覧ください。

今年度末に公表予定の「経営レポート(仮称)」の概要等につきまして紹介してございます。 ページをおめくりいただきまして、16ページ「(2) その他取組事項の進捗状況等」でございます。

17ページを御覧ください。

ここからは、その他取組事項について、令和5年度の取組・成果等を中心に御説明いたします。

「①事業継続体制の確保・強化」を御覧ください。水災リスクが懸念される市場など5市場を対象に、内水氾濫及び河川氾濫を想定した浸水シミュレーションを実施してございます。

「②サプライチェーンにおける結びつきの強化」を御覧ください。

産地からの集荷力や顧客満足度の向上を図るなど、市場業者の自律的な取組を支援してございます。

ページをおめくりいただきまして、18ページの「③商流の高度化・効率化」を御覧ください。 ECサイトの構築など、商取引のデジタル化に繋がる市場業者の取組への支援等を実施して おります。

「④多様な消費者ニーズへの対応」を御覧ください。

ストックポイントとして活用されている物流施設の市場業者向け見学会等を実施しております。

続きまして、19ページの「⑤持続可能な調達等の取組」を御覧ください。

水産エコラベル認証の取得等に取り組む市場業者を支援しております。

「⑥地域社会との共生」を御覧ください。

5市場において市場まつりを開催したほか、世田谷市場においてウィンターフラワーフェスタ、足立市場において「あだち市場の日」を開催しております。

ページをおめくりいただきまして、20ページの「⑦働き方改革・ダイバーシティの推進」を 御覧ください。

労働環境を取り巻く法改正の動向等について、情報発信を実施しております。

次に「2 令和6年度予算案の考え方と主要課題」でございます。

ページをおめくりいただきまして、22ページを御覧ください。

令和6年度中央卸売市場会計予算案の考え方と主要課題についてお示ししております。

経営計画の計画期間3年目である令和6年度は、卸売市場が担う公共的役割を着実に果たしていくとともに、物流2024年問題や長期化する物価高騰などの環境変化へ的確に対応するため、ここまで御説明した令和5年度までの取組を踏まえながら、物流の高度化・効率化、市場施設の計画的な維持更新及び市場機能の強化、市場業者の経営基盤の強化といった課題に対応する取組を中心に予算を編成し、具体的な成果を出していけますよう取組を加速させてまいります。

また、事業を着実に推進するため、市場運営費の縮減などの取組を引き続き実施いたします とともに、市場会計の財政状況について、市場業者との共有を図り、意見交換を行うなど、強 固で弾力的な財務基盤の確保に向けた取組も併せて実施してまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○木立会長 ただいま事務局から資料1「東京都中央卸売市場経営計画の進捗について」の御

説明をいただきました。

これから、委員の皆様より御意見、御質問を頂戴したいと存じます。

それでは、伊藤裕康委員、よろしくお願いいたします。

○伊藤(裕)委員 委員の伊藤裕康でございます。

今、大変急ぎ足で資料の御説明がございましたけれども、その前にまずお伺いしたいのでございますが、経営計画が策定されてから約2年が経っております。淀橋市場の整備など、個別の動きや経営支援への取組などは分かりますが、市場当局の理念、考え方、もっと言えば本気度が見えてきません。我々市場業者は日々荷物を集め、動かし、顧客や産地と意見を戦わせ、それによって生業となしております。

日々の動きだけでなく、そこからは市場の抱える危機感はもとより、未来を見据え、なさねばならないこと、やっておきたいことが幾つも浮かんできます。それを我々市場業界と東京都が共有し、未来に向けたビジョンとして打ち出し、具現化していく、そういうプロセスが大事だと思います。

今回、物流、経営支援、活性化、財政などの項目がテーマとして掲げられておりますけれど も、伺いたいのは、その先にある市場の未来とは何か、市場当局は基幹的インフラとか、都民 生活を支えるための市場などと言われますけれども、本当にそう思っておられるんですか。具 体的に考えていることを語っていただきたい。

繰り返し申し上げますが、我々市場業界は、日々必死に商売をし、その事業を通じて都民を はじめ、世の中のために幾ばくかの貢献をしたいと思っております。今回の資料を読みますと、 まるで教科書を読んでいるような気がいたします。業界に対し、しっかり商売をしてくれ、も っと産地から荷物を集めてくれ、取引のルールを守ってくれ、もっとたくさん売ってくれなど と市場協会は言われますけれども、では、都は何をするつもりなんですか。

誤解のないように言っておきますが、私たちは支援をしてくれ、金を出してくれ、使用料を まけてくれなどと言っているのではありません。そんな物乞いのようなことを言うつもりはあ りません。大事なことは、東京都の卸売市場をどのようにしていくか、我々市場業界はもちろ ん考えます。同時に東京都も考え、悩み、膝詰めで議論し、共に汗を流してもらいたいという ことであります。

そうした市場当局の姿勢、市場経営に対する本気度があってこそ、本日の審議会の議論も実 りあるものになるはずであります。

やりたいと思っていることはたくさんありますが、その一つが災害時における市場の役割を

整理し、実際に機能するための準備であります。元日に突然起きた震災を見るにつけ、普段からの準備をしっかりしなければと本当に思っております。

施設運営という面から見れば、各市場で老朽化に対応し、施設の劣化度調査を行っていると聞いております。豊洲市場に目を転じれば、開業して5年が経過したところでありますが、5年も経てば使い勝手や機能面での課題など、再検証すべきものはあると思います。

もとより、開場に際して東京都に要望してきたものの、必ずしも実現していないものもあります。こうした点を含めて、将来に向けた改善すべき点について東京都と一緒に検討し、具体的に進めていきたいと思っております。

また、市場そのものを開放し、多くの方々に市場の取り扱う新鮮な食材を提供することを通じて、市場の持つ機能や役割を広く知っていただくことに取り組んでいきたいと思っております。

こうした取組を通じ、時代の発展にしっかりと対応する形で、市場の持つ機能を今後も高めていきたいと考えております。

最後に、財政の問題に触れておきます。これまでの審議会において、売上高割使用料を狙い撃ちするような偏った議論ではなくて、費用の縮減、市場の基幹インフラとしての役割に着目した財源措置、使用料の見直しなど、幅広い視点での議論をすべきことであり、そうした議論が市場の未来を切り開いていくものになるならば歓迎すると申し上げてきたつもりであります。しかし、現時点において目立った動きはありません。どうなっていますか。

こうした点を見ても、市場当局は本当にやる気があるんですか。 責任を持って市場運営にあ たる覚悟があるんでありますか。 不安にならざるを得ません。

今後の話し合いに当たって何を議論の柱にしていくのか、出口はどのように想定するのか、 イメージが湧くように説明していただきたい。

私の発言の最後に、この点を含めて、市場経営に関する市場当局のスタンス、あるべき方向性について、市場長のお考えをお聞かせ願いたい。

以上でございます。

- ○木立会長 ただいま伊藤裕康委員から御発言をいただきました。
 - それでは、都のほうから松田幹事、よろしくお願いします。
- ○松田幹事 次長の松田でございます。今、伊藤委員からのお話で、まず私のほうから基幹インフラということをどう考えているのかというお話でございます。

私ども、率直な言葉で申し上げますと、やはり産地の方々が喜んで荷物を出してくださり、

市場の中で活発な取引が行われ、そして、そういった品物が最終的にはそれぞれの家庭、あるいは飲食店といったところに豊富に供給されることで、豊かな食を中心としました生活が都民の方々によってなされる、そのためにそういった仕事をしっかり卸売市場の中心機能として、今後もずっと続けていくということが私どもが考える基幹インフラというものであろうと考えてございます。

世の中の動きが非常に激しい中で、その機能を今後も続けていくには、様々な工夫、努力といったものが必要であると思ってございます。もちろん第一義的には業界の方々が日々の商売において直面し、今御苦労されていると思いますけれども、そういった中での工夫といったものが中心をなすと思ってございます。私どもは開設者といたしまして、今日御説明をしております経営計画であるとか、あるいは基幹インフラといった言葉とか文字とか書き物といった世界ではなく、やはり現場で起きている課題の解決について、一緒に考える、一緒に汗も流す、知恵も出す、施設整備にせよ活性化策にせよ、そういったことをしっかり私どもも我が問題としてやっていくことが大事であると思っております。基幹インフラと言うからには、言葉、文字、書き物といったきれいごとの世界だけではなく、しっかり私どもも関与していくということが何よりも大事なことであると、まず申し上げたいと思います。

- ○木立会長 それでは、続いてよろしくお願いいたします。
- ○早川幹事 市場長の早川のほうからもお答えさせていただきます。

まず、叱咤激励のお言葉をいただきました。ありがとうございました。

市場経営に関しての市場当局の姿勢が見えないというお問いかけをいただきました。卸売市場、長い歴史の中で先人たちの知恵、またその英断、こういったものが積み重なって今日を迎えておりまして、改めて申し上げることもなく、都民の食をはじめとした豊かな日常生活に欠かすことのできない重要な役割をこの卸売市場は担っていると考えております。

そうした卸売市場がこれからもその役割を担い、世の中に貢献し続けていく、このためには 物流における2024年問題など、市場を取り巻く環境変化に的確に対応するため、我々開設者で ございます東京都が、現場で日々奮闘されている市場業界の皆様方と手を携えてしっかり行動 していくということが大切であると考えております。

その点では、本日の審議会、経営計画の進捗状況、こちらを議題としておりますけれども、 本質的な内容とすべきは、東京都が市場業界とどれだけ危機意識、また、課題を共有して具体 的な行動に移せているのか、これを確認することだと思っています。

また、財政運営についてもお問いかけをいただきました。卸売市場、持続可能な経営に向け

まして、財政運営に関する具体的な課題、関係者一同が忌憚なく議論すべき時期が到来してきていると考えております。

動きがなかなか見えないというお話が今ございましたけれども、市場の活性化に向けた諸課題と合わせまして、これから速やかに対応してまいります。

私のほうからは以上でございます。

○木立会長 都側から以上、回答いただきました。

伊藤裕康委員から非常に基本的な都のスタンスに関わる御質問、御意見があり、市場長から発言がありましたように、危機意識をちゃんと共有するというところ、やはり市場の未来というのはただ漠然とした絵であっては困るわけで、そういった危機意識を起点にしっかりと、これから具体的に取り組まれるというような市場長からの御発言だったかと思います。

また、今御発言いただいた内容を、これから分けて議論させていただきますので、いろいろ 他の委員からも引き続きこの後、御意見を賜りたいと思います。

今申し上げましたように、そして、今も御発言、御説明あるいは御質問にもありました、いわゆる「2024年の物流問題」ですが、これがやはりまさに直近の問題としてあり、これが1つ目の論点です。これは前回の審議会においても論点とさせていただいたところです。さらに「経営基盤の強化」、これも従来から重要であり、とりわけ人材育成ですが、どのように人材を確保し、そして、その人材育成をどういうふうにするのか、これは業界の、あるいは市場の発展にとって一番基本的な出発点かと思います。

更には、今御発言ございました能登半島地震を受けまして、基幹インフラである生鮮食品等の流通が災害にどういうふうに持ちこたえるのか、とりわけ今も御指摘がありました、いわゆる施設の老朽化というのが時間の経過とともに徐々に進んでいくわけで、それについてどういう対策を取るのか、「持続可能な市場運営」という点も重要な論点であり、これら3つの論点について御意見を賜りたいと存じます。

それでは、最初に物流問題について、これがまさに足元の問題、非常に重要な問題ですので、 これについて事務局から御説明をいただくということで進めさせていただきたいと思います。 よろしくお願いいたします。

○石井幹事 御説明申し上げます。

資料1「東京都中央卸売市場経営計画の進捗について」の資料の24ページをお開き願います。 参考資料といたしまして、市場を取り巻く環境変化等について、「物流の2024年問題」について示した資料をお付けしてございます。 本年4月からトラックドライバーに時間外労働の上限規制が適用されることにより、輸送能力が不足するという試算がされてございます。特に、農産・水産品出荷団体におきましては、 その影響が大きいと言われております。

こうした状況の中、国では、昨年10月に関係閣僚会議にて、物流革新緊急パッケージを策定 するなど、物流の2024年問題を間近に控え、様々な施策を講じているところです。

都の中央卸売市場におきましても、これまで、場内物流の改善に向けて、場内交通ルールの 改定やパレット管理ルール策定に向けた検討などの取組を行っておりますが、今後、取組を更 に進めていく必要があると考えております。

そこで、令和6年度予算案等におきまして、事業者の物流対策を進めるべく、物流問題に知 見を有する専門家の派遣や取組を後押しする財政支援等について検討を行ってございます。

参考資料の説明は以上でございます。

○木立会長 ただいま事務局より説明がございました。

次に物流問題ということで、この分野の第一人者である矢野会長代理に説明資料を御用意いただいておりますので、資料2「委員提出資料 物流2024年問題に向けての政府等の動き」を 御確認ください。

それでは、矢野会長代理、御説明よろしくお願いいたします。

○矢野会長代理 矢野でございます。今、2024年問題が、いろいろなところで取りあげられています。実際に資料2の2枚目ですか、1年の拘束時間、あるいは休息期間等が制限されると、こういうことで大変なことになるというのが報道されています。

4月になって急激に変化するのかというと、そこまでのことはないと思います。ただ、ドライバーの平均年齢が一番多い層が50歳代に偏っています。ですから、今からその50歳代が定年に入ってきますので、一挙にドライバーが減っていくことは間違いないです。

そして、同時に、先ほど御指摘がありましたけれども、ドライバーはいろんなものを運んでいるわけですが、その中でも生鮮関係、これについてはほかの品目に比べても長距離が多い、あるいは手積み手降ろしが多いといった理由から一番敬遠されるというか、あまり運びたくないと言われがちな品目であることは間違いありません。

そういう意味では、これは単純に2024年問題というよりは、今から中長期的に生鮮関係の物流の仕組み自体を変えていかないと運べない、あるいは非常に値段が上がる、あるいは今までのようにすぐに運べないといった事態が起きると、これ自体は間違いないということになります。

実際に政府のほうは、物流関係で首相が出てきたこういう形の会議というのは今までなかったのですが、非常に危機的状況ということで、関係閣僚会議なども開かれています。

そして、その次の10月には物流革新緊急パッケージも出しています。物流の効率化、それから行動変容、そして商慣行の見直し、ここのところが非常にポイントになっています。そこを何とかしないと駄目だと、いわゆる今までの物流条件、早く届ける、あるいは手荷役が多いだとか、リードタイムが短いといったことがネックになっています。ここのところを何とか見直さなくてはいけない、こういう動きを政府は示して、その次の5ページにありますが、政策パッケージの今後における当面の進め方ということで、今年、今通常国会の中でこの物流に対する取組、これを義務化する、これについて規制的措置を講じるという形で法制化することが決まっています。

更には、標準約款、標準的な運賃、約款等の見直し、こういうのも変えていく、更には各分野別に自主行動計画を立てるということを2023年末までに行い、そしてアクションプランを立てるということも決まって、この流れに沿って今進んでいるということになります。

そして、6ページですが、このガイドラインに従った形で各業界団体が対応を進めていくと、 こういうことが今の流れになっているということでございます。

特に7ページのように、いわゆる荷待ち時間、それから荷役時間、ここのところが非常に重要なポイントになっていて、運転手の業務というのは運転するところが当然メインなのですが、長い時間、荷待ち、それから荷役時間があって、これをいかに削減していくか、ここのところがポイントになっています。

それに対して、8ページにあるように各業界団体、あるいは企業がいろんな形で自主行動計画を策定しております。これは今、内閣府のページにも全部出ておりますが、その中で食品卸については、全国中央市場青果卸売協会も出ていますし、それから日本花き卸売市場協会、こちらのほうも出しております。

その中で、自主行動計画の中では、様々な形で物流業務の効率化、合理化ということで、時間をいかに把握するか、そして、実際に作業時間を削減していくか、ということが行動計画の中に示されていますし、その中でパレット化の話、あるいは市場内のスムーズな荷受け体制を構築していくと、行動計画のほうも出されて、今後アクションプランを作っていくことが大きな流れになっているということでございます。

そして、同時に、9ページにあるとおり、政府のほうではトラックGメンということで、実際に荷主、あるいは物流の元請事業者がきちんとやっているかと、この監視体制を相当強化し

ていて、実際に先日、勧告というのが2社ほど出ましたけれども、チェック体制を厳しくして いるという現状もございます。

その次のページが、トラックGメンの取組結果でございます。

そして、11ページにもう一つ、標準的な運賃というのを国交省が定めています。これについては、今から運賃を少しずつ上げていこうと、もともと上げようという流れで標準運賃をやっていますが、それを更に上げていこうということで、運賃表では約8%の値上げ、更には、燃料費について今まで100円でやっていましたが120円へ、更に積込料・取卸料を加算するというのも出ています。

実は、積込料・取卸料というところが、パレットにすごく影響してきます。つまり、パレットを使わない場合には、この積込料・取卸料が時間単位で発生してきますので、そこでお金がかかるということも含めて取り組まないと、まずい状況になっているということでございます。そういう意味では、卸売市場としても着荷主側として、もちろん発荷主側としてもあります

が、着荷主側としてどういう形でこういう荷役時間、あるいは荷待ち時間、これを減らしていくかという取組をせざるを得ない状況だと思いますが、これがなかなか簡単にはいかない。

実際にパレットを導入するといっても、そのパレットの標準化、あるいは段ボールサイズ、 それから紛失した場合の対応、こういった技術面、運用面の問題があります。同時にもっと問題は、運賃の問題と絡むのですが、発着荷主、つまり生産地が出荷側とそれから物流事業者というのは実際に契約しているわけです。それがどこまで契約内に項目としていれ、きちんと払っているか、そして着荷主側でどれだけそれを効率化するか、ここのところが3者が絡み合うというところが非常に難しくて、当然卸売市場は着荷主側として頑張らなくてはいけないのだけれども、着荷主側で全部コントロールしてパレット化できるか、現実はそれはできないです。

発荷主側と物流事業者側のところできちんと契約を交わし、そしてパレット化を進めるよう な形で契約をしていないと、着荷主側だけではなかなか対応し切れないという問題があります。

ただ、同時に、着荷主側も当然そこで作業が発生し、効率化するところが関わってきますので、この3者がいかに連携して取り組むか、ここのところが難しくて、そのところは当然、各荷主企業側は非常に苦労されていることだと思っています。特に卸売市場では難しいかと思います。

そこのところは、今からやっていかなくてはいけない難しいところですが、これをやらない とドライバーの問題、それから実際に市場の中で場内物流自体をどうやって効率化していくか、 そこに関わってくるので、結局はサプライチェーン全体を含めて何らかの対応策を組んでいか なくてはいけない、これを至急やっていかなくてはいけないのが現状だと思います。

そういう中で、東京都の施策としては、物流対策のコンサルを導入するといった話も出ていますし、それからトラック予約システム、物の流れの明確化、見える化等の取組、更には淀橋市場での様々な自動化、機械化、板橋市場での物流拠点としての機能強化など、いくつかの施策も出ていて、これらを総合的にやっていくことによって物流の全体の最適化を図っていくと、こういう視点が非常に重要だと思います。

いずれにせよ大きな流れはこうなっています。ただ、これは難しい面がいっぱいあって、関係者が多いことも難しくしています。その辺は本当に事業者からいうと御苦労が多いと思いますが、ぜひ東京都も一緒になってこれを進めていただきたいと考えております。

以上です。

○木立会長 御説明ありがとうございました。国の動き、あるいはこういった問題がいわゆる この卸売市場業界にどういう影響があり、それにどう対応していかなければいけないかという ようなお話を御説明いただきました。

それでは、実際に卸売市場の現場を動かしておられる業界のお立場からということで、川田 委員に御意見、御発言いただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○川田委員 今、矢野先生からお話をいただいた内容は、そのとおりで、我々もトラックドライバーの残業時間は縮減すべきだということ、また、やっていくべきだということは全く賛成でございます。我々は諸手を挙げて賛成しているわけでありますが、実際現実はどうなっているかというと、我々は今、国からの指示が出ているのは、パレット化をしなさい、産地のほうもパレット化をする、それによって荷下ろしの時間を短くする、こういうことで取り組んでおりますが、ほとんどのパレットが将来的にレンタルパレット、循環型のパレットにするということで今、取組をしております。

これは紛失の問題、単価は高いものですから、紛失しますとそのペナルティが来るということで、多くの産地が市場へ持ってきた段階ですぐ帰りに持って帰りたいと、こういう希望があるわけですね。そうしますと、我々としてはパレットチェンジャーという機械を新たに導入いたしまして、それによって我々の自前のパレットに積み替えているわけです。これは大変な時間がかかるんですね。

ですから、一見パレタイズすると、荷下ろしの時間が短くなるというふうに捉えておられる んだろうと思うのですけれども、実際はそれを積み替えるという作業が非常に煩雑で時間を食 っております。 それからもう一つは、パレットを置いていってしまうということも当然起こるわけでありますけれども、そうするとどうなるかというと、今、青果物の流通は産地から末端のスーパーに至るまでパレットの流通はしてないのであります。パレット流通は市場で終わってしまいます。市場まで来て、パレットが滞留して、それから小分けして各店配送、こういうルールになっておりますので、結局パレタイズして効率化できるのは市場までの流通であります。

全体最適を見れば、当然物流というのは産地から末端に行くまでの物流を効率化しないと利益は得られないわけでありますけれども、現在、国からも言われているのは、取りあえずパレタイズしてそれを活用しろということだけでありまして、市場から外へ出る物流については全く手つかずです。逆に、物流のボトルネックになってしまうのはパレットの置場であります。

今、山のようなパレットが入ってきて外に出ていかない、中で止まってしまう。これについては都からの協力もいただいて、パレット置場の整備を始めておりますけれども、結局、一見外から見ると物流の効率化が図られているように見えるのですけれども、そうではなくて、パレットがたまってしまって荷下ろしの時間だけが短くなる、こういうことだけであります。全体の物流の最適化になっていないというのが今回の改正であります。

そしてもう一つは、我々は着荷主という位置付けにされているんですけれども、これは調達物流の着荷主とは違いまして、出荷者がオーダーを出して受諾拒否ができないものですから、その日のうちに市場へ持っていけということだけの指示でトラックが動いているわけです。 我々の指示で荷物を受けているわけではないのであります。にもかかわらず、今国から言われているのは待ち時間を2時間以内に短縮しなさい、短縮できない場合は指導します、こういうお話をいただいております。

物流は受け身の物流でありますから、我々としては指示は出せないのであります。これは相談しながら時間帯を変えるということはしておりますけれども、どうしても産地からのトラックが集中して、朝の出荷に間に合うような形の出荷が主になってまいりますので、時間が非常に集中いたします。我々としては予約システムを取ったり、待機時間をほかで待機していただき、市場での待機時間を少なくするといったことをやっておりますが、日によっては大変集中するわけでありまして、2時間以内で全て賄えるかというとそういうわけにはなっておりません。

そこで今、国から言われているのは、指定した時間に降ろせない場合は、先ほどお話がありましたGメンを使って指導監督しますということであります。このGメンというのはよく分からないんですけれども、我々のイメージからすると、麻薬Gメンじゃありませんが、我々が犯

罪者にされてしまうと、我々としては全力を挙げて業務をしているつもりでありますが、荷主 の都合によって待機時間が長いと、我々がその指導監督、Gメンによって罰せられるという、 非常に理不尽な流れになっております。

トラックドライバーの残業を短くする、これについて流れは大いに結構なんですけれども、 全体最適を見た物流の効率化がなされないと、結局どこかにしわ寄せが来てしまう。今、我々 が考えているのは、トラックドライバーの残業削減のしわ寄せが全て市場に来ていると、こう いった感覚を強く持っております。

これについて、全体の物流の最適化、国の委員をやっておられます矢野先生にも、ぜひその 辺をお聞かせいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○木立会長 具体的な現場での起きている問題について、川田委員から御発言をいただきました。

物流に関して、ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、都側から御意見よろしくお願いいたします。

○石井幹事 物流問題につきまして、矢野会長代理、川田委員、貴重な御意見ありがとうございました。物流の効率化というものは市場におきましても喫緊の課題となってございます。市場におきましても、例えば場内物流のルールを見直していくですとか、今お話にありましたパレットの標準化、こういったパレットの導入というところで取組を進めているところでございます。

それで、都として何をしているかということでございます。例えば大田市場、川田会長がいらっしゃるところでございますけれども、パレットの保管場所を確保するとか、あとは物流コンサル、これは大田市場に限りませんが、そういったものの新たな仕組みを作る、物流に関わる取組を市場業者さんが行う場合には、それに対するサポートをしていくということを取り組んでいきたいと考えてございます。

さらに、卸売市場だけに寄っているというようなお話もございました。物流はサプライチェーン全体で繋がっているものでありますので、当然卸売市場だけ負担というわけではないはずでございます。開設者といたしまして、日々現場の声というものを聞いてございます。そういう中で顕在化した課題を国とも共有して、意見も言わせていただいているというところでございます。

また、東京都におきましてもリーダーシップを発揮して、ソフト、ハードの両面での取組を 実施していきたいと思っております。 以上でございます。

○木立会長 ありがとうございます。

今、2つ御意見いただきまして、やはりこの物流もいろんな現場でしわ寄せが生じている。 当然、全体最適の中でどういうふうに位置づけられるのか、そういうことをしっかり業界の御 意見、業界の皆様と連携をして、取り組まれるようお願いを申し上げたいと思います。

それでは、あと2つ目のほうで、なかなか時間が押してきておりますが、経営基盤の強化、 人材確保という点につきまして、都のほうからの御説明、問題意識と今後の取組、できるだけ 簡潔に御説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○石井幹事 お手数ですが、資料の25ページをお開き願います。

参考資料といたしまして、市場を取り巻く環境変化等について、「物価上昇」、「労働の担い手不足」について示した資料をお付けしてございます。

新型コロナウイルス感染症の5類移行後、社会経済活動は回復傾向にありますが、資料2でお示ししているとおり、物価高騰は依然として続いており、景気回復の実感は一部に留まっております。また、中小企業における人手不足感が強まっている中、市場業者からは、卸売市場の取引を担う働き手の確保が困難になっているという切実な声を聞いてございます。働き手の確保は、市場取引の活性化や持続可能な市場運営の観点から重要な課題でございまして、都といたしましては、令和6年度において、人材確保等に向けた支援策のあり方を検討するとともに、引き続き、事業者の経営基盤強化に向けた取組を後押ししてまいります。

以上、参考資料の説明でございました。

○木立会長 御説明ありがとうございます。

それでは、前回審議会においてこの市場業者の経営支援について御発言をいただいている高 梨子委員に御意見、御発言をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○高梨子委員 高梨子です。私から2点指摘させていただきたいと思います。

まず1点目として、これまで何度も審議会で述べさせていただいているのですけれども、市場をめぐる環境が変化する中で、市場業者も従来どおりの事業では経営が非常に厳しくなってきております。こうした環境変化に対して既に様々な先駆的な取組を行っている業者がある一方で、やはり対応が非常に難しい業者というのが存在しております。今後はこうした格差が拡大することが予想されます。

都では、既に専門家の派遣など対応されているのですけれども、こうした先進的な取組を行っている関連産業を含めた企業との人材交流であるとか、研修制度などをぜひ充実させていた

だいて、業界全体を活性化させていけるように側面的な支援を継続していただきたいと思って おります。

そして、2つ目として、人材確保に関してなんですけれども、社会全体として人材の確保が 非常に困難になってきています。ただし、冒頭でもおっしゃっていたように、社会生活である とか生活基盤、経済基盤を支える上でも市場が必要な人材を確保して育成していくということ が強く求められていると感じております。

新卒採用に関して申し上げますと、例えば私は農業系の大学で教員をしているのですけれど も、学生の中には一定数やはり農産物の流通に強い関心を持っている学生がおります。ただし、 実際に市場ってどんな仕事があるのかという具体的なイメージまでたどり着かない人がかなり 多く見られます。

一般的な企業であれば、こうしたことに対して早期からインターン等で学生に直接働きかけを強く行っております。学生の就職活動の様子は以前とすごく大きく変わってきているのですけれども、小さな市場業者さんの場合、こうした就職活動、採用活動について情報を得ること自体が難しいのではないかと予想しております。

例えばですけれども、同一市場内の複数業者が共同でセミナーですとか、インターンなどを 開催できるようにするなど、都のほうでも積極的な支援を御検討いただければと思います。 以上です。

○木立会長 ありがとうございます。この経営基盤の強化につきまして御意見等ございました ら挙手いただけますでしょうか。

それでは、伊藤こういち委員、よろしくお願いいたします。

○伊藤(こ)委員 それでは、私からも経営基盤の強化について確認をしていきたいと思います。

経営基盤の強化、そしてまた安定をさせていくというためにも、いかに人材を確保していくのかということが重要だと思います。私から、人に着目をして働く側の立場から、労働環境の改善に向けた都の取組について確認をしていきたいと思います。

現在、様々な業界、分野で人材不足、人手不足の問題が取り上げられておりますけれども、 どのような職場においても人材を確保して事業の継続を図っていくためには、職場の環境を働 きやすく改善していくことが重要であると思います。

私の地元、品川区の隣にあります食肉市場は都内唯一の食肉を扱う市場であって、全国の産地から荷が集まり、食肉市場としては全国一の取扱量を誇る基幹市場であるわけであります。

食肉市場から出荷されるお肉は、芝浦ブランドとしてレストランや飲食店、スーパーマーケットといったところや、あるいはまた消費者等から高い評価を受けております。品川区民も大変な人気でございます。

そこには多くの職員が大動物である牛や小動物である豚のと畜解体作業に従事されておりまして、都民に安全で安心な芝浦ブランドの食肉を提供する重要な役割を担っていただいているところであります。以前私は食肉市場を視察し、職員の方々の高度な技術と、徹底した衛生管理の下で日々作業が行われている光景を目の当たりにして、とても感銘を受けたのを覚えております。

その際、と畜解体作業を行っていると場では、衛生管理の徹底の観点から、作業で使う道具を83度の温度で処理をするため、施設内は常に高温多湿な状態であり、その中で作業されている方々からは気温が高くなる夏場、最近は本当に災害級の酷暑と言われている夏場でありますけれども、こうした季節の作業は大変であるという話を聞きました。

そこで、私は以前、せめてスポットクーラーなどを導入できないかと、市場に求めたことがありましたけれども、と場で働く職員の職場環境の改善について、都はどのような対策を講じてきたのか確認をしたいと思います。

- ○木立会長 それでは、都側、よろしくお願いいたします。
- ○石井幹事 お答え申し上げます。芝浦と場では、場所によっては冷気が行き渡りづらい作業 箇所がありますため、これまで大型扇風機を設置するほか、作業負荷の大きい箇所に、職員の 水分補給用としての冷水器を設置するなどの暑さ対策を行ってきております。

また、大動物をと畜解体する3つのラインのうち、1つのラインにおきまして、今年1月から約10か月間、と室内の空調設備を全面的に改修する工事を進めてございまして、一層の環境改善を図ることとしてございます。

以上です。

- ○木立会長 それでは、続けてどうぞ。
- ○伊藤(こ)委員 御答弁いただいたように、と場にある空調設備については改修工事を進めているということでありましたけれども、3つあるラインのうち1つのラインを停止しながら行う大規模な工事になるわけでありますが、食肉流通に支障がないよう進めることはもとより、職員の業務に支障が出ないよう工夫をして、着実に工事を進めていただきたいと思います。

また、大動物や小動物の解体作業は高度な技術が必要なため、人手によるところが多く、特殊な機械設備などを使用していることから、安全面への配慮はもとより、作業に従事をする

方々の負担の軽減も必要であると考えます。

そこで、と場で作業する職員が安心して働くことができ、かつ負担面にも考慮した環境改善 について都の取組を伺いたいと思います。

- ○木立会長 それでは、都側、よろしくお願いします。
- ○石井幹事 これまで、職員の作業負担を軽減し、事故防止を図るため、重量物を作業台に乗せるためのリフターの設置や、牛の大型化が進む中、フットカッターを改修し、と体を切断する能力を高めるとともに、豚のと体の大きさに合わせて作業台の高さを調節するなど、作業を安定的に行うことができるよう作業環境の改善を図ってきました。

今後は、牛の大型化に伴いまして、非効率な手作業の発生や無理な姿勢での作業が必要になっている箇所について、その負担を軽減できるよう、現場の声を取り入れながら設備更新を図ってまいります。

○伊藤(こ)委員 本日は、食肉市場においてと畜に従事する職員の方々の労働環境について確認をさせていただきました。食肉はもとより、生鮮食料品等の安定供給を円滑に行う上で、そこで働く人はとても重要であります。都においては、引き続きと畜解体作業に従事する職員の方々に配慮した対応に取り組んでいただきたいと思います。

今回は食肉市場を例に取り確認をさせていただきましたけれども、作業環境の確保など、働きやすさへの取組は昨今の人材確保という観点から、どの職場においても極めて重要な取組であります。当局においてもこうした視点からの意義をしっかりと理解をし、尽力していただきたいという意見を述べまして、発言を終わります。

- ○木立会長 伊藤こういち委員、御発言ありがとうございました。 それでは、都側からよろしくお願いします。
- ○大谷幹事 申し訳ございません。先ほどの高梨子委員からいただきました御指摘について簡単ではございますが、コメントをさせていただきたいと思います。

委員の御指摘の内容も踏まえまして、市場業者等と意見交換をしながら、市場業者の経営基盤の強化に繋がるように引き続き検討をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。ありがとうございます。

○木立会長 ありがとうございます。高梨子委員、そして伊藤こういち委員から非常に貴重な 御意見いただきまして、それについて都側からも回答いただきました。

いわゆる経営強化、経営基盤の強化というときには、やはり人の重要性であり、その前提として労働環境をいかに改善するかという点についても都が業界の皆様と連携し、しっかりと改

善に向けて取り組んでいただきたいと存じます。

それでは、次の議題に移らせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、3つ目のテーマである持続可能な市場運営につきまして、事務局から資料の説明 をお願いいたします。

○石井幹事 お手数ですが、資料の26ページをお開きください。

参考資料といたしまして、市場を取り巻く経営環境等について、直近の状況について示した 資料をお付けしてございます。

令和6年1月1日に能登半島地震が発生いたしました。今回の地震では、建物倒壊などにより甚大な被害が発生し、被災地の卸売市場におきましても、一部で集出荷への影響や施設の損壊等の被害が見られました。都といたしましても、首都直下地震の発生が想定される中、東京都中央卸売市場が生鮮食料品等を供給する基幹的なインフラとして、災害発生時においても、継続的に業務を行っていくため、災害対策マニュアルの改訂など、引き続き事業継続体制の確保・強化に向け、市場業者の皆様と連携し取り組んでまいります。

左下に、「人流回復の動向」についての資料をお示ししておりますが、新型コロナの5類移 行後の初の年末となり、飲食関連をはじめ、人の流れが戻りつつある状況にあります。

また、右下でございますが、今年1月に豊洲市場に隣接する強みを活かした賑わい施設「豊洲 千客万来」が開業いたしました。「豊洲 千客万来」は、食の魅力発信や国内外から多くの観光客を誘致する拠点として、豊洲市場と一体となって地域のまちづくりや活性化に貢献していくことが重要と考えており、事業者等とも連携し、豊洲ならではの活気や賑わいの創出に繋げてまいります。

説明は以上でございます。

○木立会長 ただいま事務局より御説明がございました。御意見、御質問のある委員は挙手いただければ幸いです。

それでは、松田委員、よろしくお願いいたします。

○松田委員 卸売市場は、生鮮食料品等の流通拠点として、都民の日常生活に欠かすことのできない重要な役割を果たしております。その役割を今後も発揮していくためには、老朽化が進んでいる施設を計画的に維持更新するとともに、卸売市場が時代のニーズや社会の変化から取り残されないよう、例えば物流面でのデジタル活用など、幅広い視点から機能強化を図っていくことが重要であります。

私の地元にある板橋市場では、広域的な物流拠点としての機能強化に向けた検討が進められ

ております。今年度は基本構想を策定していると伺っております。機能強化に当たっては、生産者を含む取引業者や地元住民から支持される市場となるよう、板橋市場の魅力を高めるためには何が必要なのか、目指すべき将来像を明らかにして取り組んでいくことが重要であります。

そこで、板橋市場の機能強化に向けて、具体的にどのような取組を進めていくことを計画しているのか、現在の検討状況及び来年度の取組予定を伺います。

- ○木立会長 それでは、都側から回答をよろしくお願いいたします。
- ○石井幹事 お答えいたします。板橋市場の機能強化に当たりましては、集荷力や販売力の強化に向けて、品質衛生管理の向上や加工・荷捌き機能の拡充などを図りますとともに、DX等による物流効率化や地域との共生推進などについて業界とともに検討いたしました。

こうした取組を具体化するための整備案を基本構想として取りまとめる予定でございます。 来年度は更なる具体化を図り、基本計画を策定する予定でございます。

以上です。

○松田委員 ありがとうございます。今、DXというお話しをいただきましたが、このDXは 卸売市場が取り巻く環境変化に的確に対応して、先ほどもお話がありました2024年問題などの 物流効率化など機能強化を図っていく上で大変有効であると考えますので、積極的に推進をお 願いいたします。

次に、この板橋市場の防災対策について伺いたいと思います。

今年は元日に能登半島で大地震が起きて、改めて災害が身近でいつ起こるか分からないということを思い知らされました。板橋市場は荒川沿いに立地していることもあり、機能強化の一つとして防災対策の推進が重要であることは言うまでもなく、その中で防災面での地域への貢献を考えていくことが必要であります。

そこで、板橋市場の機能強化に当たっては、基本構想の中で防災機能の強化を掲げていると 伺っていますが、その内容について確認をいたします。

- ○木立会長 それでは、都側、回答をよろしくお願いいたします。
- ○石井幹事 現在、策定中の基本構想では、防災機能を強化することを取組方針の一つに掲げておりまして、来年度策定予定の基本計画において具体的な方策を検討する予定でございます。 その中でも、防災面での地域貢献の視点から、地元町会の要望も踏まえて、近隣河川の氾濫危険時に、地域住民の乗用車等を市場内の上層階に退避できるようにする取組を地元区と調整しながら検討してまいります。
- ○木立会長 それでは、続いて松田委員、よろしくお願いいたします。

○松田委員 ありがとうございます。地元要望も受け入れていただきまして感謝しております。 今、答弁にあったような取組、これは具体的な施設整備を待たずに着手できますので、早急に 進めていっていただきたいと思います。

一方、ハード整備については工事に一定の期間が必要になることは承知をしておりますが、 ビジネスチャンスを逃さないようにスピード感を持って検討を進めていくことが重要でありま す。

そこで、機能強化の効果が実現をして、その効果が取引の現場で早期に発揮されるための方 策を検討していくべきと考えますが、見解を伺います。

- ○木立会長 それでは、都側、よろしくお願いします。
- ○石井幹事 機能強化に当たりましては、板橋市場内の空きスペース等、工事箇所のうち調整 を早められる部分を設計段階から全体と分けて発注することで、当該部分を早期に着工し、供 用開始を前倒すことを検討してまいります。
- ○木立会長 松田委員、よろしくお願いします。
- ○松田委員 板橋市場は交通の利便性がよくて、物流面における立地の強みがあるために、産 地や周辺市場との連携によるポテンシャルが高い市場であります。機能強化の取組をしっかり と進めていただきたいと思います。

また、取扱高の高い大田、豊洲市場は沿岸部にあることもありまして、今、想定外の津波などの災害に遭ったときに内陸部から板橋市場がバックアップする市場としての機能についても 検討いただければと思います。

また、この板橋市場と同じ商圏にある豊島市場は、昭和12年開場、都内11市場で最も歴史のある市場で、これまで地域の生鮮品供給に重要な役割を果たしてまいりました。経営計画においては、「周辺市場との機能集約を視野に入れつつ、維持更新を行う」とされているので、豊島市場の事業者さんの中には、豊島市場は統廃合されて商売が続けられなくなってしまうのではないかと不安を感じている事業者もいると聞いております。

機能集約の進め方については、地域の流通拠点として豊島市場が果たしている役割にも配慮をする必要があると考えますが、都の方針を確認させてください。

- ○木立会長 それでは、都側、よろしくお願いします。
- ○石井幹事 道路交通の利便性が高い立地にあります板橋市場につきましては、区部北西部の 商圏における青果物流通の拠点として機能強化を図っていくこととしております。

豊島市場につきましては、近隣地域への青果物流通の供給拠点としての役割を担っており、

当面の間、市場運営の維持に必要な施設・設備の維持更新を行っていく予定でございます。都は開設者として、豊島市場の各事業者の事業継続を様々な方策によりサポートする方針でございます。

- ○木立会長 それでは、松田委員、よろしくお願いします。
- ○松田委員 我が国全体で進む高齢化、これは市場にとっても例外ではなく、特に経営規模が 小さい事業者にとっては、これまでどおりの商売を続けていくことが困難になるのではないか と心配するのは当然のことであります。

こうした不安を払拭して、事業者と信頼関係を築いていくことができるよう、引き続き丁寧 な対応に努めていただくことをお願いを申し上げます。

これまで、板橋市場など区部北西部に所在する市場の機能集約に関わる考え方について、これまで整理されずにきたため関係者に不安を与えた面もあると考えます。本日の都の説明では、 板橋市場の強化を着実に進めつつ、豊島市場の事業継続に配慮するということでありました。

今年度、基本構想の策定により、ようやく板橋市場の未来像が描かれてまいりました。業界は一日でも早い施設整備、機能強化を待ち望んでいるため、スピード感を持ってしっかりと機能強化に向けた取組を進めていくことをお願いを申し上げます。

最後に一言だけ申し上げますが、本日オンライン参加の委員の中で、職場で談笑をし続ける 絵が映されていた方がいらっしゃいました。今後このようなことがないようにしていただきた いということと、当たり前でありますが、審議会に集中できる環境での出席をお願いして発言 を終わります。

○木立会長 松田康将委員、いろいろ御発言ありがとうございました。この持続可能な市場運営について、ほかに御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、伊藤こういち委員、よろしくお願いいたします。

○伊藤(こ)委員 私からも持続可能な市場運営のための賑わいの創出について、1点確認を させていただきたいと思います。

先日の2月1日に豊洲市場の場外に、賑わい施設として「豊洲 千客万来」が開業いたしました。私は都議会の特別委員会の中で、数年にわたって委員会に携わらせていただき、様々に議論をしてまいりまして、待ちに待った開設になったわけであります。私ども都議会公明党も、飲食店等が並ぶ食楽棟「豊洲場外 江戸前市場」と温浴施設が入る「東京豊洲 万葉俱楽部」を視察させていただいたところでございます。

一般にも開放されている足湯につかりながら東京湾を一望できる素晴らしい景観を楽しみ、

江戸の古い街並みを再現した店舗で食事や買い物をすることができる施設でありまして、開業 初日から大変賑わっている様子を目の当たりにいたしました。今後、豊洲エリアの新たなランドマークとして発展していくというふうに思いました。「豊洲 千客万来」と豊洲市場とが一体となって、より一層の賑わいを創出していくことを期待したいと思います。

そこで、「豊洲 千客万来」が豊洲市場に隣接する強みを活かし、他の観光施設にはない賑 わいの創出を図っていただきたいと思いますけれども、見解を伺いたいと思います。

- ○木立会長 それでは、都側、よろしくお願いいたします。
- ○大谷幹事 お答えいたします。「豊洲 千客万来」は、豊洲市場と連携し、豊洲ならではの 活気や賑わいを生み出すことを目的として、今月1日に開業いたしました。

豊洲市場から直送される新鮮で質の高い食材を気軽に楽しめる飲食店など、バラエティに富んだ店舗が並んでおり、我が国の多彩な「食」の魅力の発信拠点として国内外から注目を集めることを都としても期待しております。

今後、事業者である万葉倶楽部、東京都及び市場業者とが連携し、豊洲市場の新鮮な食材を活かしたイベントを実施するなど、市場ならではの賑わいを創出し、地域の活性化にも繋がるよう取り組んでまいります。

- ○木立会長 伊藤こういち委員、どうぞお願いします。
- ○伊藤(こ)委員 千客万来という名前のとおり、国内外の多くの方に来場していただき、楽しんでいただけるよう、豊洲市場の特徴を十分に活かして、市場への理解も深めてもらう取組を市場関係者と連携しながら進めていっていただきたいと要望したいと思います。

以上です。

○木立会長 ありがとうございました。

それでは、ほかにはいかがでしょうか。

それでは、黒石委員、よろしくお願いいたします。

- ○黒石委員 私から、強固で弾力的な財務基盤の確保の観点で質問を1点させていただきます。 資料のほうでも15ページにありますが、経営レポート(仮称)というもの、こういうものを 通じて情報公開、透明性を上げていこうという取組、個人的に非常に注目しております。改め て、この経営レポート(仮称)の作成意義について再度確認するとともに、今後どのように活 用して業界との意見交換を進めていくのかという点についてお伺いをしたいと思います。
- ○木立会長 それでは、都側、よろしくお願いいたします。
- ○萩原幹事 ありがとうございます。仮称でございますけれども、経営レポートは、市場会計

の現状や経営改善に向けた都の取組を明確化し、公表することによりまして、市場会計の財政 状況の見える化を図る目的で作成するものでございます。

具体的には、直近の決算や予算を反映いたしまして、実績と経営計画の財政収支計画との比較を行い、経常収支の現状と今後の推移など、経営状況等のより精緻な把握、分析を踏まえたレポートを作成し、今年度末に公表いたします。

今後、速やかに経営レポートを活用いたしまして、業界の皆様との意見交換を継続的に実施 してまいります。その中で、経営状況等の分析に基づき、更なる経営改善に向けた幅広い検討 策などにつきまして議論を深め、更には都と業界の皆様が様々な課題を共有し、連携して取組 を進めていくことを目指してまいります。

- ○木立会長 黒石委員、よろしくお願いいたします。
- ○黒石委員 ありがとうございます。この経営レポートというのは関係者間で非常に有効な情報共有のツールになると考えております。そのため、この経営レポートの作成を確実に行って、同レポートを活用して業界の皆様との意見交換を深めていただき、しっかり実施していただきたいと思う次第です。

本日の審議会でも前半のほうにありました担い手不足問題、インフレ問題、それから防災含めた有事対応、背後にある大きな食料安全保障問題、いろいろ心配事があります。こういうことが数字に表れてくるのはちょっとタイムラグがあるかもしれませんが、常に業界関係者の方々と市場の現場のタイムリーな情報についても意見交換して把握してもらいたいと強く期待しております。

こうした取組を網羅的に、循環的に行っていくことで、強固で弾力的な財務基盤の確保に繋がると信じますし、中央卸売市場の運営が持続可能となることを強く期待しますという意見です。

以上です。

○木立会長 ありがとうございました。

ほかに御意見はいかがでしょうか。

それでは、細川臨時委員、よろしくお願いいたします。

○細川臨時委員 卸売市場を専門に研究している研究者として申し上げます。

平成30年、2018年に成立し、令和2年、2020年に施行された改正卸売市場法下における、今日の卸売市場の苦境打開について発言いたします。

私は、我が国の卸売市場制度は江戸時代からの問屋制卸売市場を第1段階、中央卸売市場法

並びに旧卸売市場法を第2段階とすると、改正卸売市場法は、これを大きく変えた第3段階と 位置付けております。第2段階の後期と第3段階に入って目立つ方向は、卸売市場経由率の低 下と市場間格差拡大で、これにより、卸売市場や市場企業の持続性に深刻な問題が生じており ます。

改正卸売市場法は、第2段階の中央卸売市場法や後継の旧卸売市場法が、取引の公平性と透明性確保という視点から、取引方式に多くの規定を設ける「規制法」という性格が強かったのを、改正卸売市場法では、国の表現では「公正な取引の場の要件化」、つまり差別的取扱禁止と受託拒否禁止を明記したことで、卸売市場の公共的性格を確保した上で、流通状況の大きな変化に対応して、具体的な取引規制条項は法としては全面削除し、開設者の市場企業の自主性に任せるという内容にしました。

また、卸売市場で扱う生鮮食料品等の定義について、旧法では省令で「青果、水産、花き、食肉に限る」としていたのを、改正卸売市場法では、その省令の条文を削除して、「野菜、果実、魚類、肉類等の生鮮食料品等その他一般消費者が日常生活の用に供する食料品及び花きその他国民の食生活の用に供する食品」、長いですけれども法律的にそう書かれています、と規定し、旧法にあった制限を撤廃して、事実上、普段食べている食品は全て卸売市場取引の対象にするという大幅拡大をしました。

これまでは、卸売市場が扱えるとした4部類以外は、市場外流通の分野でしたが、卸売市場の営業分野が大きく拡大されたことにより、市場企業の経営改善が進む道が開けたことになります。改正卸売市場法を「振興法」と私が位置付けた所以であります。

特に水産では、我が国の漁業自体が年々縮小して、取扱高の減少は避けられない事態となっております。卸売業者については、これまでは本業以外の営業は兼業業務として制限がかかっていましたが、その制限も改正卸売市場法では撤廃され、卸売だけではない営業もできるようになりました。

100年前に制定された中央卸売市場法は大変優れた法律で、中央卸売市場の全国展開に貢献し、卸売市場が我が国生鮮食料品等の流通の中核となる原動力として、昭和55年、1980年には卸売市場経由率が青果、水産とも86%という高率になるまで発展する原動力となりましたが、バブル崩壊前後から減少に転じ、2019年、令和元年には青果55%、水産47%まで下がってきております。

国産青果物に限った卸売市場経由率は、農林水産省のデータでは今でも8割前後と高いし、 鮮魚でも高いと思いますが、加工品や業務用需要など、卸売市場経由でないケースが増えてい ます。

また、市場企業の営業利益率は、他業種に比べて非常に低いのが実態です。中央卸売市場法で定められた卸売業者は出荷者からの委託集荷をセリでさばいて、それ以外のことはやってはいけないという原則だけでは、市場企業は生き残れない状況になってきており、これが改正卸売市場法に繋がったと思います。

卸売市場の公共的性格は維持しつつも、時代に合った方策で卸売市場の存続、企業の持続性 確保をして生き残っていける方策を開設者、市場企業ともに広い視野で考えていく必要があり ます。

以上です。

- ○木立会長 それでは、都側いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。
- ○石井幹事 都民への生鮮品等の安定供給を確保していくためには、消費者ニーズ等への的確な対応を図るという卸売市場法改正の趣旨を踏まえつつ、市場業者が取り巻く環境の変化に柔軟に対応していくことが重要であり、都は市場業者とともに、卸売事業のより一層の活性化に取り組んでまいります。
- ○木立会長 それでは、ほかに御意見のある方。それでは、山下委員、よろしくお願いいたします。

〇山下委員 山下です。今日で委員に就任しまして2年ということで、最後の発言機会をいただきましたが、2年前に委員に就任いたしましたときに、中央卸売市場の歴史的経緯を踏まえて、非常に大きな課題を負っているということで御説明をいただき、私は特に経営学が専門ですが、財源問題というのが大きいということでした。もちろんその背景には今、御指摘があったような市場がシュリンクするという問題であるとか、様々あると思うのですが、今日審議会で示されている内容というのは、年度に関わる施策の問題が非常に多くて、長期的にどうやって財源を立て直していくかという経営的な観点の議論、どうするかということに対する施策と下りてくるところの議論がほとんどなかったという理解でおります。

そういう意味では、ゆでガエルという言い方がありますけれども、皆さんこんなに真剣に取り組まれていて、問題も認識されているのですが、全体的にどう変えていくかということがないまま、このまま朽ちていくというとちょっと言葉が悪いですが、施設が老朽化して、人もいなくなってというようなことが起こるのではないかという、今日冒頭に伊藤裕康さんがすごく感情を吐露してお伝えいただいたので、まさに私は部外者ではありますけれども、そういう思いが非常にしております。

ということで、先ほど黒石委員のほうから御指摘があった経営レポートというのは、経営という観点から市場をどうするかというビジョンと、それに加えて行われている施策をどうやって絡めていくかというような、一つのつなぎになるような試みだと思います。都は別に取引しているわけではなく運営者なので、ぜひどうするのかという主体がないことから、ちょっと及び腰なのかもしれませんけれども、本当に重要な任務を担っていらっしゃると思いますので、ぜひ真摯に取り組んでいただければと思います。

そして、1つ気になることがあったのですが、市場関係者と市場との間でコミュニケーションしたいと、これはよく分かるのですけれども、今、細川委員のほうからも御指摘いただきましたが、市場外流通がすごく多いですし、あと、これは私が視察をさせていただいた中で、今一番最先端の流通や物流はどこで行われているんですか、といったら個人間取引なのですね。例えば生鮮とか花きであるとかは、市場がシュリンクしていく中で、どうしても流通できないからしようがなく個人間で取引しているというような現状が、日本の中で起こっていると思うので、市場関係者と市場という中でのお話合いは分かるのですけれども、ぜひ次世代を担うような若い方々を取り込んで、話合いの場に加えていただけるような施策を工夫していただきたいと思います。これは高梨子委員も御指摘されていたので、若者が何を怒っているか分からないし、困っていることもいっぱいあるのですが、どこにそれを繋げていったらいいか分からないというのが、今起こっていることだと思いますので、その経営レポートを進める中で、施策を経営という視点にジョイントさせて、ぜひ市場の中のコミュニケーションとともに、市場の外にある新しい世代の人たちの声も取り入れていただけるようお願いしたいと思います。

○木立会長 御意見ありがとうございます。それでは、都側からよろしくお願いいたします。 ○石井幹事 山下委員、貴重な御意見ありがとうございました。今、市場外流通の話等ござい ました。市場を取り巻く経営環境は変わってきておりますけれども、それでも卸売市場を経由 する生鮮品というのはまだ多くございます。そういったところをしっかり強化していくことが 必要かと思っております。

また、そういう新たな環境を取り入れていくということも市場業者の方々は努力されております。そういったことも市場業者の皆様とともに東京都も支援していきたいと考えてございます。

卸売市場は、生鮮品流通の基幹的インフラでございます。この役割を引き続き果たしていく ためには、取り巻く環境の変化への対応が迫られておりますが、多様な関係者がいるといった ことは、先生も御認識いただいてございますけれども、まさにそういったところで時間を要す るものがあると考えてございます。

こうした審議会での意見等はもとより、市場業者の皆様と日々の対話を踏まえて、時代の変化に合わせて常に対応方法等の見直しを図って、都としてもより良い施策を的確に講じてまいりたいと思ってございますし、今申し上げたところは、その財政の問題等も含めて対応していきたいと考えております。

以上です。

○木立会長 そろそろ時間ですので、よろしいでしょうか。

それでは、私のほうから最後に一言だけ、できるだけ簡潔に申し上げたいと思います。計画期間の中間折り返し地点ということで、その間、様々な環境変化、物価や資材等の高騰、あるいは今回の物流2024問題、それから人手不足、いわゆる賃金の問題、そういった非常に大きな変化が起きていますが、ある意味で東京都の卸売市場が都民の消費生活、食生活を支える上で、やはり社会インフラとしての重要な役割を果たしてきた、大変な御苦労をされながら果たしてきた、ということをしっかり認識する必要があるかと思います。

また、本日、審議会でいろんな御意見をいただきました。出発点として市場行政、つまり都が基本スタンスをどういうふうにしっかり打ち立てるのか、やはり業界としっかり危機意識を共有し、最後の山下委員の御発言とも繋がるかと思いますが、そういった基本スタンスでの取組が必要である。更に、個々の問題でいいますと物流2024問題、パレットのお話とかもございましたし、この問題は足元の問題だけれども、今後続くという前提で取り組まなければいけない。それから人手不足の中での人材確保、人材育成、経営基盤の強化、こういうことを通して市場の持続可能性をどういうふうに実現していくかという非常に大きな、かつ複雑な問題に取り組んでいかなければならないんだということを本日も確認ができ、それに対し、都側としては真摯に取り組んでいくというようなお答えがあったかと私は理解をしております。

今後もこの審議会において、経営計画の進捗状況等を含めて御意見をいただいていくわけですが、ぜひ都側はそういった貴重な御意見等をしっかり受け止めて、こういった市場の直接的には計画の進捗管理が必要なわけですけれども、やはりゴールは何か、ビジョンを見据えて、それを念頭に置いた上で進捗管理をしっかりやっていただきたいとお願い申し上げて、私の最後の締めの一言とさせていただきます。

閉 会

○木立会長 長時間にわたり各委員の皆様、貴重な御発言いただき本当にありがとうございま

した。

それでは、都側に進行をお返ししたいと思います。

○早川幹事 それでは、審議会の閉会に当たりまして、市場長である私のほうから一言御挨拶 を申し上げさせていただきたいと思います。

本日は、委員の皆様方から、様々な御意見等賜りました。厚く御礼を申し上げます。どうも ありがとうございました。

計画期間3年目となります令和6年度に向けまして、市場関係者の皆様方としっかりと手を携えて、計画に掲げた取組を着実に進めてまいります。その具体的な成果等につきましては、引き続きこの審議会の場で御報告させていただきます。

委員の皆様方には、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして、私の御挨拶とさせていただきます。本日は誠にどうもありがとうございました。

○南波書記 木立会長、御出席の委員の皆様、どうもありがとうございました。これにおいて本日の審議会を終了させていただきたいと思ってございます。会場の方はお気をつけてお帰りください。ありがとうございました。

午後4時35分閉会